

令和4年 第10回農業委員会議事録

令和4年10月25日午後3時00分に第10回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

3 番 (小関 金也) 14 番 (齋藤 吉勝) 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- | | |
|-------|-----------------------|
| 報第14号 | 農地法第18条の規定による解約通知について |
| 議第31号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第32号 | 別段面積の例外の区域指定の申請について |
| 議第33号 | 非農地証明について |
| 議第34号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議第35号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について |

令和4年 第10回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和4年第10回通常総会を10月25日（火）市役所大会議室において午後3時00分より開会した。

（岸事務局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（岸事務局長）

ご着席願います。3番 小関金也委員、14番 齋藤吉勝委員よりそれぞれ欠席する旨、連絡がありました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は17名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

今日は総会にご出席いただきありがとうございます。ほとんどの人が今年は稲刈りが終わっていると思いますけれども、新聞では農政局は平年並みという作柄でしたけれども、私の地区の人達に聞いてみますと、今年は非常に悪いとの話が出ています。皆さんのところではどうかは、この後の市長との話の中で出てくるとは思いますけれども、今年はもう一回農政局に作況を見直してもらわないと非常に困ることが出てくるのではないかと心配しておりますので、そういう方向で農林課とも話をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

（岸事務局長）

ありがとうございました。次に議長であります。尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたしま

す。

(議 長)

只今より令和4年第10回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、9番 鈴木 勲委員、10番 沼澤克己委員の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をして報告いたさせます。事務局長。

(岸事務局長)

命によりまして、事務処理報告をさせていただきます。総会日程次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第14号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、報第14号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1頁です。案件は3件であり、貸人、借人、両者による合意解約です。全て相対契約の解約です。解約後の利用予定ですが、No.1、No.2、No.3とも、集積計画があげられており、今月農地中間管理機構に貸付予定です。申請地、申請人については資料のとおりです。以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第14号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、議長を星川敬夫会長職務代理者と交代します。

(会長と星川職務代理 席を交換)

(議長 星川職務代理)

議長を交代いたしました。スムーズな議事運営にご協力願います。

それでは議第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律 第31条、議事参与の制限により、
12番、鈴木藤光委員の退席を求めます。

(12番 鈴木藤光委員 退席)

(議長 星川職務代理)

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長 星川職務代理)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

農地法第3条の規定による許可申請は2頁からになります。

所有権移転についてご説明いたします。案件は4件です。No.1、No.3の渡人は市外転出しており農業を廃止するためのものです。No.2は労力不足のため、No.4ですが、受人の希望による農地の交換のための贈与です。受人はNo.1、No.2は 経営規模拡大のため、No.3は移住のための所有権移転です。No.1からNo.4は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

次に賃貸借権の設定についてご説明します。案件は4件です。No.1からNo.4の渡人は受人側の要望のため、受人は、No.1が新規就農のため、No.2からNo.4は経営規模拡大のための設定です。No.1からNo.4は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しく願います。

(議長 星川職務代理)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長 星川職務代理)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第31号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長 星川職務代理)

賛成多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。12番 鈴木藤光委員、復席してください。

(12番 鈴木藤光委員 復席)

(議長 星川職務代理)

それでは、議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

(鈴木会長と席を交換)

(議長)

次に議第32号「別段面積の例外指定の申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

別段面積の例外指定の申請は4頁から8頁です。案件は2件です。農地に隣接する宅地を購入する者が併せて農地購入を可能とするため、申請するものです。

1件目は5頁をご覧ください。場所は宮沢地区中島地内です。5頁の丸を付けた場所と、6頁の字限図の黒線で囲み、斜線で強調した場所が該当の農地になります。もう1件は、福原地区毒沢地内です。7頁の丸を付けた場所と、8頁の字限図の黒線で囲み、斜線で強調した場所が該当の農地になります。今回、許可になりましたら来月総会に農地法第3条所有権移転の申請がなされる予定です。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第32号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第33号「非農地証明について」を上程いたします。現地調査第5班主任、西塚孝也委員の報告・説明を求めます。

(11番 西塚孝也委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。高橋委員。

(5番 高橋委員)

5番高橋です。No.2の非農地証明について確認です。図面の下の方、中途半端なところがありますが、日影の農道位置図に農道の維持組合があったと思うんですが、その辺りは話をされているのかどうか、教えてください。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

高橋委員から、中山間地域直接支払交付金関係のお話でしたけれども、ここの筆については、現在中山間地域の協定の外になります。また、農道については15頁の字切図で、日影団地の主要な道路というわけではなくて東側の山の奥の方から下りてくるような道路があったんですけれども、こちらの方が崩れていたところを第5班と私で確認してきたところです。

(議 長)

高橋委員。

(5番 高橋委員)

5番 高橋です。回って下りてきているということですか、下から行っているのではなくて。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

はい、そのとおりです。

(議 長)

高橋委員、よろしいですか。その他ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第33号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第5班主任、西塚孝也委員の報告・説明を求めます。

(11番 西塚孝也委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第34号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、議長を星川敬夫会長職務代理者と交代します。

(会長と星川職務代理 席を交換)

(議長 星川職務代理)

議長を交代いたしました。スムーズな議事運営にご協力願います。

それでは議第35号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、12番、鈴木藤光委員の退席を求めます。

(12番 鈴木藤光委員 退席)

(議長 星川職務代理)

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長 星川職務代理)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第35号尾花沢市農用地利用集積計画について説明いたします。議案書20頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借4件と転貸15件、所有権移転4件です。申請地は、農振農用地区域内の土地で、面積が2,273aです。

続いて、対象人数は賃貸借設定が出し手4名、受け手2名、転貸が出し手10名、受け手7名、所有権移転が出し手3名、受け手4名です。合計は出し手が17名、受け手が13名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3から5年以上が3件で166a、10年以上が1件で143aです。転貸は、10年以上が15件で1751aです。

10a当たり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記のとおりです。

次の頁からは、個別状況になります。21頁は相対契約、22頁はやまがた農業支援センターへの貸付分、23頁は支援センターから農業者に対する転貸分、24頁は所有権移転分になります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしく願います。

(議長 星川職務代理)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長 星川職務代理)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第35号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長 星川職務代理)

賛成多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。12番 鈴木藤光委員、復席してください。

(12番 鈴木藤光委員 復席)

(議長 星川職務代理)

それでは、議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

(鈴木会長と席を交換)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和4年第10回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午後3時35分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和4年10月25日

尾花沢市農業委員会

議長

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員

議事録署名委員
